

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第7号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に改め、同条第4項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第3条第1項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第5条第1項中「相当する勤務時間」の次に「として教育委員会規則で定める勤務時間」を加え、同条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第6条第1項中「45分、8時間を超える場合は」を削り、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところにより、前項に定める勤務時間が6時間を超える場合の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。